

公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の
財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例

2010年3月12日
改正 2012年4月10日
改正 2013年1月15日
改正 2016年9月27日
改正 2018年11月15日
改正 2019年7月18日
改正 2020年4月9日
改正 2020年7月15日
改正 2021年8月19日
最終改正 2025年2月13日
日本公認会計士協会

項番号

I	本実務指針の適用範囲	
1.	適用範囲	1
2.	背景	4
3.	定義	6
II	財務報告の枠組み	
1.	公益法人会計基準を適用する財務諸表の監査と財務報告の枠組みの受入可能性の判断	7
2.	財務報告の枠組み	8
3.	法令等に定める財務諸表及び監査対象	11
	(1) 公益社団・財団法人	12
	(2) 移行法人	14
4.	任意監査における監査対象	16
III	監査上の取扱い	
1.	監査上の留意事項	
	(1) 貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表	17
	(2) 財産目録	22
	(3) 過年度遡及会計基準	23
	(4) その他の記載内容	24
	(5) 記載順序	25
2.	財務諸表監査における法令の検討	26
IV	適用	27
	付録 独立監査人の監査報告書の文例	

《 I 本実務指針の適用範囲》

《 1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における法定監査及びこれに準ずる監査上の取扱いについて取りまとめたものである。
2. 本実務指針の適用に際し関連する監査基準報告書は、主に以下のとおりである。
 - ・ 監査基準報告書 210「監査業務の契約条件の合意」（以下「監基報 210」という。）
 - ・ 監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」（以下「監基報 250」という。）
 - ・ 監査基準報告書 570「継続企業」
 - ・ 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
 - ・ 監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
 - ・ 監査基準報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
 - ・ 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下「監基報 720」という。）なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準報告書と併せて理解することが求められる（監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」（以下「監基報 200」という。）第 17 項から第 19 項及び第 21 項参照）。
3. 本実務指針は、監査基準報告書に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《 2. 背景》

4. 従来、旧民法第 34 条に基づき設立運営されていた公益法人においては、2008 年 12 月 1 日以降、同日より施行された公益法人制度改革関連三法に基づき運営されている。一方、この新制度を踏まえた会計基準が 2008 年 4 月 11 日に内閣府公益認定等委員会により公益法人会計基準として定められ、原則として、2008 年 12 月 1 日以後開始する事業年度から適用するものとされたことから、本実務指針は、2010 年に、公益社団・財団法人、移行法人及び一般社団・財団法人（移行法人を除く。）の財務諸表監査において、公益法人会計基準に対応した監査報告書を作成するための一般的指針として作成したところである。
 - 4-2. 今般、2016 年 3 月 23 日に公益法人の会計に関する研究会（内閣府公益認定等委員会）より 27 年度報告が公表されたことから、27 年度報告に基づく新たな措置のうち過年度遡及会計基準に係る監査上の取扱いを本実務指針に追加した上で、形式的な変更を行った。

なお、27 年度報告は、内閣府公益認定等委員会が「26 年度報告と同様、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会）及び公益法人会計基準の運用指針（同）を補完するものとして取りまとめ、これを公表することとしたもの」であることに留意されたい。
 - 4-3. さらに、2018 年 6 月 15 日に公益法人の会計に関する研究会（内閣府公益認定等委員会）より 29 年度報告が公表され、29 年度報告に基づく新たな措置として控除対象財産（認定法施行規則第 22 条第 3 項第 6 号）の取扱いが改正されることとなった。当該改正を機会に公益法人に特有の法令等の中でも特に財務三基準を強調し、監査上の一般的な留意事項として、財務諸表監査における法令の検討への注意喚起を目的とし、本実務指針へ追加を行った。
 - 4-4. 企業会計審議会から 2018 年 7 月 5 日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された

ことに伴い、関連する監査基準委員会報告書が改正された。本実務指針は、当該監査基準委員会報告書の改正を受け、独立監査人の監査報告書の文例を改正したものである。

4-5. 企業会計審議会から 2019 年 9 月 3 日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことに伴い、関連する監査基準委員会報告書が改正された。本実務指針は、当該監査基準委員会報告書の改正を受け、独立監査人の監査報告書の文例のうち除外事項付意見の文例を改正したものである。

4-6. 2020 年 5 月 15 日に公益法人の会計に関する研究会（内閣府公益認定等委員会）より「令和元年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果及び整理について」が公表され、併せて「公益法人会計基準」が改正された。当該改正において、「継続事業の前提」の呼称が「継続組織の前提」に変更されるとともに、「公益法人会計基準」の本文に「継続組織の前提」が明記されたことを受け、本実務指針の適合修正を行った。

4-7. 企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」（2020 年 11 月 6 日）が公表された。また、2021 年 5 月 12 日付けの公認会計士法の改正において、監査報告書への押印が廃止され、監査報告書等の交付を電磁的方法により行うことが可能となったこと等に対応して、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び公認会計士法施行規則においても関連する改正が行われた。これらの改正に伴い、関連する監査基準委員会報告書が改正された。本実務指針は、当該監査基準委員会報告書の改正を受け、独立監査人の監査報告書の文例を改正したものである。

4-8. 2023 年 1 月 12 日付けで監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」が改正されたことに伴い、監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」が改正された。本実務指針は、当該監査基準報告書の改正を受け、独立監査人の監査報告書の文例を改正したものである。

5. 本実務指針の取りまとめに当たっては、Ⅱにおいて、財務報告の枠組みについて言及し、Ⅲにおいて、監査報告書の文例を作成する前提として監査上の取扱いについて検討を行い、付録の文例を作成した。

《3. 定義》

6. 本実務指針における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「公益法人制度改革関連三法」－一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）（以下「認定法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）（以下「整備法」という。）
- (2) 「一般社団・財団法人法施行規則」－一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）
- (3) 「認定法施行規則」－公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）
- (4) 「整備法施行規則」－一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）
- (5) 「公益認定等ガイドライン」－公益認定等に関する運用について（平成 20 年 4 月 内閣府公益認定等委員会、改正平成 31 年 3 月）
- (6) 「公益社団・財団法人」－認定法第 2 条第 3 号に定めのある公益法人

- (7) 「公益法人」－運用指針 2 ①から④に定めのある法人
- (8) 「移行法人」－整備法第 123 条第 1 項に定めのある移行法人（公益目的支出計画の実施が完了していない一般社団・財団法人）
- (9) 「一般社団・財団法人（移行法人を除く。）」－一般社団・財団法人法の規定に基づき設立された法人（移行法人を除く。）
- (10) 「過年度遡及会計基準」－企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成 21 年 12 月 4 日 企業会計基準委員会、改正令和 2 年 3 月 31 日）
- (11) 「公益法人会計基準」－公益法人会計基準について（平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会、改正令和 2 年 5 月 15 日）
- (12) 「運用指針」－「公益法人会計基準」の運用指針（平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会、改正令和 2 年 5 月 15 日）
- (13) 「財務三基準」－認定法第 5 条第 6 号に定めのある基準（以下「収支相償」という。）、認定法第 5 条第 8 号に定めのある基準（以下「公益目的事業比率」という。）及び認定法第 5 条第 9 号に定めのある基準（以下「遊休財産規制」という。）の総称
- (14) 「26 年度報告」－公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（平成 27 年 3 月 26 日 内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）
- (15) 「27 年度報告」－平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（平成 28 年 3 月 23 日 内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）
- (16) 「29 年度報告」－平成 29 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（平成 30 年 6 月 15 日 内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）

《Ⅱ 財務報告の枠組み》

《1. 公益法人会計基準を適用する財務諸表の監査と財務報告の枠組みの受入可能性の判断》

7. 公益法人会計基準は、公益法人制度改革関連三法を踏まえた会計基準として整備されており、そこでは財務諸表の範囲を貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。）、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。）及びキャッシュ・フロー計算書としている。また、財務諸表の範囲外ではあるが、附属明細書及び財産目録についても作成が求められている。

本実務指針では、公益法人会計基準を適用した財務諸表について法定監査を実施した場合に、監査対象となる書類を、公益社団・財団法人、移行法人及び一般社団・財団法人（移行法人を除く。）別に整理し、それぞれの監査報告書の文例を示した（付録参照）。

ただし、財務諸表の作成に係る財務報告の枠組みは、経営者の責任により選択するものであるため、例えば、公益認定申請を予定していない新規設立の一般社団・財団法人など行政庁に財務諸表を説明する必要がない一般社団・財団法人であって、主たる事業が対価を伴う事業を実施するなど企業と同様の事業を行っている法人が、公益法人会計基準ではなく、企業会計の基準を選択適用することが事業の実態等をより適切に表していると判断する場合などは、企業会計の基準を採用することもあり得ると考えられる。監査人は、監基報 210 第 4 項(1)に従い、財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断することが求められており、この判断に当たって、適用されている会計基準を含む財務報告の枠組みが適切であることに留意が必要である。

《2. 財務報告の枠組み》

8. 一般社団・財団法人の会計は、「その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うもの」とされている（一般社団・財団法人法第 119 条及び第 199 条参照）。さらに、一般社団・財団法人法施行規則においても「一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない」旨が規定されている（一般社団・財団法人法施行規則第 21 条参照）。

また、公益社団・財団法人の会計は、「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない」とされている（認定法施行規則第 12 条参照）。

ここで「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準」は公益法人会計基準を含むものと解されており、第 4-2 項に示した基準設定の経緯からも、公益法人会計基準は法令により規定された財務報告の枠組みとして取扱うことが適切と考えられる。

これらの法令により規定されている財務報告の枠組みは、反証がない限り、一般目的の財務諸表のために受入可能であると推定される（監基報 210 の A9 項参照）。

9. なお、27 年度報告では、企業会計基準の公益法人への適用の要否に関し、「それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、公益法人の自己規律の確保、関係者への情報開示、行政庁による監督の必要性等の観点から、法人における運営実務上の負担にも配慮しつつ個別に検討した結果」、その特性に合わせた取扱いを定めているが、実質的に多くの企業会計基準は公益法人会計基準でも適用されている。また、公益法人会計基準では、「その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項」として追加開示が求められている。
10. したがって、公益法人会計基準を適用した財務諸表は、一般目的として受入可能であり、また、公益法人会計基準は、監基報 200 第 12 項(13)に規定する適正表示の枠組みの要件を満たしていると考えられるため、一般目的・適正表示の枠組みであると考えられる。

《3. 法令等に定める財務諸表及び監査対象》

11. 会計監査人を設置する一般社団・財団法人（＊1）においては、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書について会計監査人の監査を受けなければならない（一般社団・財団法人法第124条第2項第1号及び第199条参照）。また、会計監査人を設置する公益社団・財団法人（＊2）においては、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）とその附属明細書に加えて財産目録とキャッシュ・フロー計算書（＊3）について会計監査人の監査を受けなければならない（認定法第23条、認定法施行規則第40条参照）。

これらに加え、貸借対照表、損益計算書及び財産目録の作成について、法人の種類ごとに次のような定めがある。

《(1) 公益社団・財団法人》

《① 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）》

12. 法人が収益事業等の利益額の50%超を公益目的事業財産へ繰り入れる場合は、公益社団・財団法人の貸借対照表について内訳表での区分経理が求められる（公益認定等ガイドラインI-5(3)参照）。また、公益社団・財団法人の損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）では事業費に係る区分に、公益目的事業に係る事業費及び収益事業等に係る事業費の項目を設けることになる（認定法施行規則第30条第2項及び第6項参照）。これらの具体的方法として内訳表の作成が想定されていることから、内訳表は監査対象となる。

なお、法人が収益事業等の利益額の50%超を公益目的事業財産へ繰り入れるか否かは事業年度ごとに判断することになるが、一旦50%超の繰り入れを行った場合には、その後の繰り入れが50%にとどまったときにも、継続性の観点から区分経理を維持することが適当とされている（公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）（内閣府）問V-2-②参照）。上記に従い、法人が引き続き貸借対照表内訳表を作成している場合は、監査の継続性の観点から、公益目的事業財産の繰り入れ割合にかかわらず、貸借対照表内訳表について、監査対象として取り扱うものとする。

以上から、監査報告書の文例では、財務諸表監査の対象の記載について、認定法第23条及び認定法施行規則第40条に明記されている書類と、それ以外の書類（貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表）を区分して記載している。

《② 財産目録》

13. 公益社団・財団法人では公益目的保有財産を貸借対照表又は財産目録において区分表示することが求められている（認定法施行規則第25条参照）。実務上、公益認定等ガイドラインI-8及び運用指針の様式により財産目録の「使用目的等」で明示することが想定されている。財産目録の様式では、「貸借対照表科目」、「場所・物量等」、「使用目的等」及び「金額」を記載するものとされている。このうち、「貸借対照表科目」及び「金額」については、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、貸借対照表と整合して作成されるものである。

また、「使用目的等」においては、「公益目的保有財産」、「不可欠特定財産」、「資産取得資金」及び「特定費用準備資金」についてその旨を明示することが、運用指針の記載上の留意事項で求められている。これらは公益認定との関連において重要な項目であり、実務上、「使用目的等」については公益認定関係書類（＊4）と整合して作成されるものである。

会計監査人を設置する公益社団法人・財団法人は、財産目録についても、監査を受けなければならない（認定法第23条、認定法施行規則第40条参照）。したがって、監査報告書の文例上、財産目録も会計監査人の意見の対象としている。ただし、公益法人会計基準では財産目録が財務諸表の範囲には含まれていないことから、財務諸表に対する意見とは区分した「財産目録に対する意見」区分を設け、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠し

ており、公益認定関係書類（＊４）と整合して作成されているかについて意見を表明することとした。

なお、「場所・物量等」については、監査対象には馴染まないことからその対象から外すこととした。

《(2) 移行法人》

14. 移行法人は、貸借対照表において実施事業資産を、また、損益計算書（公益認定等ガイドラインⅡ－４の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）において実施事業等に係る額を明らかにしなければならない（整備法施行規則第42条参照）。これらの額を明らかにする具体的方法として内訳表の作成が想定されているものであり、内訳表は監査対象となる。

以上から、監査報告書の文例では、監査の対象の記載について、一般社団・財団法人法第124条第2項第1号に明記されている書類と、それ以外の書類（貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表）を区分して記載している。

15. 以上の内容を、公益認定等ガイドライン等に従って、公益法人会計基準における名称に置き換えて整理すると、公益法人会計基準を適用した財務諸表について法定監査を実施する場合の監査の対象は、次のとおりである。

法人の種類	監査の対象	根拠条文
公益社団・財団法人 （＊２）	<財務諸表等監査> (1) 財務諸表 ① 貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。） ② 正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。） ③ キャッシュ・フロー計算書（＊３） ④ 財務諸表に対する注記 (2) 附属明細書 <財産目録に対する意見> ・ 財産目録（「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る。）	認定法第23条 一般社団・財団法人法第124条第2項第1号、第199条 認定法施行規則第30条第2項、第6項、第40条
移行法人	(1) 財務諸表 ① 貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。） ② 正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。） ③ 財務諸表に対する注記 (2) 附属明細書	一般社団・財団法人法第107条第1項、第124条第2項第1号、第197条、第199条 整備法施行規則第42条
一般社団・財団法人 （移行法人を除く。） （＊１）	(1) 財務諸表 ① 貸借対照表 ② 正味財産増減計算書 ③ 財務諸表に対する注記 (2) 附属明細書	一般社団・財団法人法第107条第1項、第124条第2項第1号、第197条、第199条

（＊１）一般社団・財団法人法では、大規模一般社団・財団法人（負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の法人）は会計監査人を置かなければならないとされている（一般社団・財団法人法第62条、第171条）。また、大規模一般社団・財団法人以外の一般社団・財団法人は、自主的に定款で会計監査人の設置を定めることができることとされている（一般社団・財団法人法第60条第2項及び第170条第2項参照）。

（＊２）認定法では、公益認定の基準として、原則、会計監査人を置くことが定められているが、

収益の部に計上した額の合計額が1,000億円以上、費用及び損失の部に計上した額の合計額が1,000億円以上、負債の部に計上した額の合計額が50億円以上のいずれにも該当しない法人はこの限りでないとされている（認定法第5条第12号ただし書、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年9月7日政令第276号）第6条参照）。

（*3）認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない公益社団・財団法人以外の法人は、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことができることとされている（認定法施行規則第28条第1項第1号参照）。

（*4）公益認定関係書類とは、法人が公益認定等を受けるために行政庁に提出する書類であり、公益認定申請書・移行認定申請書、変更認定申請書、変更届出書、公益社団・財団法人の事業報告等の提出書類をいう。

《4. 任意監査における監査対象》

16. 会計監査人を置かなければならない法人は、「3. 法令等に定める財務諸表及び監査対象」の（*1）及び（*2）に記載したとおりであるが、公益認定の基準の一つである経理的基礎や財務諸表等の適正性を確保するためには、新制度への移行後に会計監査人を設置しない法人であっても、法人が自主的に引き続き任意監査としての財務諸表監査を受けることが望ましく、公益認定等ガイドラインI-2(3)①で、情報開示の適正性を満たす要件の一つとして、外部監査を定めている。この場合の監査対象は、法定監査に準ずることが適当である。

《Ⅲ 監査上の取扱い》

《1. 監査上の留意事項》

《(1) 貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表》

17. 内訳表は、公益社団・財団法人における公益目的事業や移行法人における実施事業といった各法人の重要な財務情報を利害関係者に対し公開するものである。会計監査人はこのような趣旨を踏まえ、内訳表に重要な虚偽表示があるか否かという点に関し意見表明するものである。

18. 公益社団・財団法人における公益目的事業及び移行法人における実施事業の区分については、法人が新制度への移行において申請し、公益認定等委員会（又は都道府県の合議制機関）が認定・認可した事業に区分されるものであるから、監査上は所与のものとして取り扱うものとする。

19. 監査人はリスク評価の過程で、監査人の判断により、評価した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定しなければならない（監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第31項参照）。

内訳表における各会計区分の費用計上額の妥当性に関する監査上の留意点は、企業の原価配分や間接費配分の監査と同様のものと考えられる。すなわち、各会計区分への計上は、直接関係が見いだせる損益の直課、間接費・共通費については法人が実態に応じて定めた配賦基準（建物面積比、職員数比、従事割合、使用割合等）に基づく配賦により行われるものであり、企業の原価計算における間接費・共通費の配賦の問題と同様である。ただし、公益目的事業比率が50%に限りなく近い公益社団・財団法人は、公益目的事業比率の数値を不正に操作する誘因について、不正リスク要因（監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」第23項参照）に当たることから留意が必要であり、各会計区分への集計や配賦基準、配賦計算の妥当性について、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱う場合があることに留意する。

20. 公益目的事業比率を算定する上で「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用の配賦については適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならないとされ

(認定法施行規則第 19 条参照)、公益認定等ガイドラインにおいて参考となる配賦基準が示されている。当該配賦基準及び配賦割合については公益認定申請書類に記載されるが、申請書に記載の配賦割合は飽くまでも予算ベースでのものであることから、内訳表の作成に当たっては当該配賦割合が実績に基づいたものとなるように留意する必要がある。

21. 公益社団・財団法人においては収益事業等会計の利益から法人会計の費用のうち収益事業等に係る費用を控除した額の 50%又は 50%超を公益目的事業財産に繰り入れる必要があることに留意する(認定法第 18 条、認定法施行規則第 24 条、公益認定等ガイドライン I-5 (2) (注 1)、(3)参照)。

《(2) 財産目録》

22. 財産目録が公益認定関係書類と整合して作成されているかについては、具体的には「使用目的等」における「公益目的保有財産」、「不可欠特定財産」、「資産取得資金」及び「特定費用準備資金」が公益認定関係書類と整合して記載されているか否かを検証することとなり、次のような書類との照合が想定される。

項目	公益認定関係書類の例
公益目的保有財産	公益認定申請書・移行認定申請書、変更認定申請書、変更届出書、公益社団・財団法人の事業報告等に係る提出書類
不可欠特定財産	公益認定申請書・移行認定申請書、変更認定申請書、変更届出書、公益社団・財団法人の事業報告等に係る提出書類、定款
資産取得資金	公益認定申請書・移行認定申請書、変更認定申請書、変更届出書、公益社団・財団法人の事業報告等に係る提出書類、内規(特定資産管理規程等)
特定費用準備資金	公益認定申請書・移行認定申請書、変更認定申請書、変更届出書、公益社団・財団法人の事業報告等に係る提出書類、内規(特定資産管理規程等)

《(3) 過年度遡及会計基準》

23. 27 年度報告においては、過年度遡及会計基準について原則適用とするのではなく、本基準の企業への適用状況、公益法人の実態等に鑑み、「自主的に適用することは妨げない」という取扱いが示された。また、27 年度報告においては、「公益法人が会計監査を受ける場合の取扱いについては、別途、日本公認会計士協会において、ご検討いただきたい。」という取扱いも示されたところである。

この点に関して、会計方針や表示方法の変更、過去の誤謬の訂正があった場合には、過年度遡及会計基準を適用することにより、「財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性が向上し、財務諸表の意思決定有用性を高めることができる」という趣旨は、非営利組織における財務報告の目的を達成する観点からも、企業と公益法人の間で違いはないため、監査対象となるような公益法人においては、通常、過年度遡及会計基準を適用することとなる。

《(4) その他の記載内容》

24. その他の記載内容とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいう。その他の記載内容は、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報である(監基報 720 第 11 項(1)参照)。
また、年次報告書とは、法令等又は慣行により経営者が通常年次で作成する単一又は複数の文書であり、企業の事業並びに財務諸表に記載されている経営成績及び財政状態に関する情報を所

有者（又は類似の利害関係者）に提供することを目的としているものをいう。年次報告書には、財務諸表及びその監査報告書が含まれているか、添付されており、通常、企業の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報並びに企業のガバナンスに関する情報が含まれる（監基報 720 第 11 項(3)参照）。

一般社団・財団法人における年次報告書としては、一般社団・財団法人法第 123 条第 2 項、第 199 条に規定する計算書類（貸借対照表及び損益計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書が該当する。また、公益社団・財団法人における年次報告書としては、上記の一般社団・財団法人における年次報告書に加え、認定法第 21 条第 2 項第 1 号に規定する財産目録及び認定法施行規則第 28 条第 1 項第 1 号に規定するキャッシュ・フロー計算書が該当する。

一般社団・財団法人は、毎事業年度経過後 3 か月以内に法務省令、内閣府令に定めるところにより毎事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書を、加えて、公益社団・財団法人は、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書を作成しなければならないとされている。事業報告等（計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書、並びに監査報告）には財務諸表及びその監査報告書が含まれており、通常、法人の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報並びに法人のガバナンスに関する情報も含まれていることから年次報告書に該当する。

なお、公益社団・財団法人が作成する財産目録は財務諸表等監査におけるその他の記載内容に該当するが、財産目録のうち、貸借対照表科目、金額及び使用目的については別途意見の対象としていることから、その他の記載内容から除くこととした。

《(5) 記載順序》

25. 「継続組織の前提に関する重要な不確実性」区分、追記情報（強調事項又はその他の事項）及び「その他の記載内容」区分の記載順序については、通常、利用者にとって関心の高い情報、つまり相対的重要性に関する監査人の判断によって決定する（監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」第 28 項参照）。

《2. 財務諸表監査における法令の検討》

26. 公益法人制度に特有の制度である認定法第 5 条各号の公益認定基準では、公益社団・財団法人の財務に関連する基準として財務三基準が規定されている。

公益社団・財団法人は、公益法人会計の基準に従い作成する財務諸表の数値を基に、毎年度、定期提出書類を作成し、提出する義務がある。

定期提出書類の数値に基づき算定された財務三基準の遵守状況を行政庁に報告することとなるため、公益法人会計の基準と財務三基準は密接に関連する。

監査人は、公益社団・財団法人が属する制度によって適用される法令、公益社団・財団法人が当該法令をどのように遵守しているかを全般的に理解しなければならない（監基報 250 第 12 項参照）。公益社団・財団法人が作成する財務諸表に重要な影響を及ぼすことがあるその他の法令への抵触の識別に資するため、監査人は、財務三基準の趣旨を踏まえ、理事者及び適切な場合には監事等への質問、規制当局とのやり取りを記録した文書がある場合には、それを閲覧する（監基報 250 第 6 項(2)及び第 14 項(1)(2)参照）。また、財務三基準への抵触が疑われる場合、当該事項について理事者及び必要に応じて監事等と協議しなければならない（監基報 250 第 19 項参照）。

《IV 適用》

27. 本報告は、2010 年 3 月 12 日以後終了する監査から適用する。

- 27-2. 「非営利法人委員会報告第 34 号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査

上の取扱い」の改正について」(2012年4月10日)については、2012年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

27-3. 「非営利法人委員会実務指針第34号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」(2013年1月15日)については、2013年1月15日から適用する。

27-4. 「非営利法人委員会実務指針第34号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」(2016年9月27日)については、2017年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

27-5. 「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」(2018年11月15日)については、2019年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

27-6. 「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」(2019年7月18日)については、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

27-7. 「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」(2020年4月9日)については、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

27-8. 「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」(2020年7月15日)は、2020年4月1日から開始する事業年度から適用する。また、同日前に開始する事業年度から適用することを妨げない。

27-9. 「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」(2021年8月19日)については、2022年3月31日以後終了する事業年度から適用する。ただし、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用することができる。また、2021年5月12日付けの公認会計士法の改正を踏まえた改正については、2021年9月1日以降に提出する監査報告書から適用する。

27-10. 「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」(2025年2月13日)については、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。

《付録 独立監査人の監査報告書の文例》

以下において、公益法人会計基準を適用した財務諸表について法定監査を実施する場合の監査報告書の文例（無限責任社員の場合で、公認会計士法第 34 条の 10 の 4 第 2 項に規定する指定証明であるとき）を示し、実務の参考に供するものとする。

1. 無限定適正意見

文例 1－公益社団・財団法人で法定監査である場合の文例
（公益社団・財団法人で法定監査に準ずる任意監査である場合）

文例 2－移行法人で法定監査である場合の文例
（移行法人で法定監査に準ずる任意監査である場合）

文例 3－一般社団・財団法人（移行法人を除く。）で公益法人会計基準を適用した財務諸表について法定監査を実施する場合の文例
（一般社団・財団法人（移行法人を除く。）で法定監査に準ずる任意監査である場合）

2. 継続組織の前提

文例 4－継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められ、財務諸表において注記が適切になされている場合における無限定適正意見の文例（公益社団・財団法人で法定監査である場合）

3. 除外事項付意見

(1) 限定付適正意見

文例 5－公益社団・財団法人で法定監査である場合の重要な虚偽表示による限定付適正意見の文例

文例 6－公益社団・財団法人で法定監査である場合の監査範囲の制約による限定付適正意見の文例

(2) 不適正意見

文例 7－公益社団・財団法人で法定監査である場合の重要な虚偽表示による不適正意見の文例

(3) 意見不表明

文例 8－公益社団・財団法人で法定監査である場合の監査範囲の制約による意見不表明の文例

4. 追記情報

文例 9－「強調事項」区分を設ける場合の文例

1. 無限定適正意見

文例1－公益社団・財団法人で法定監査である場合の文例

(文例の前提となる状況)

監査人は、監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手し、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。

独立監査人の監査報告書

×年×月×日

公益社団（財団）法人〇〇
理事会 御中（注1）

〇〇公認会計士事務所
〇〇県〇〇市
公認会計士 〇〇〇〇
〇〇公認会計士事務所
〇〇県〇〇市
公認会計士 〇〇〇〇
(注2) (注3)

<財務諸表等監査>

監査意見

私たち（注4）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団（財団）法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××事業年度（注5）の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）、キャッシュ・フロー計算書（注6）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私たち（注4）は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フロー（注7）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たち（注4）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注4）の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注4）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注4）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと

判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注4）の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注4）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私たち（注4）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私たち（注4）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注4）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たち（注4）が報告すべき事項はない。（注8）

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

（注9）

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私たち（注4）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団（財団）法人〇〇の×年×月×日現在の××事業年度（注5）の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私たち（注4）は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類（注10）と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類（注10）と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類（注10）と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私たち（注11）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 監査報告書の宛先は、法令等又は契約条件において規定されていることがある。監査対象となる財務諸表等を作成する法人の機関設計に応じて、監査報告書の提出先を宛先とする。

(注2) 監査責任者が電子署名を行う場合には、監査報告書にその氏名を表示する。

(注3) ① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明であるときには、以下とする。

○ ○ 監 査 法 人

○ ○ 県 □ □ 市

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 ○○○○ (注2)

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 ○○○○ (注2)

② 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

○ ○ 監 査 法 人

○ ○ 県 □ □ 市

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 ○○○○ (注2)

業 務 執 行 社 員

公認会計士 ○○○○ (注2)

③ 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○ ○ 有 限 責 任 監 査 法 人

○ ○ 事務所(注12)

指 定 有 限 責 任 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 ○○○○ (注2)

指 定 有 限 責 任 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 ○○○○ (注2)

- (注 4) 会計監査人が監査法人の場合には、「当監査法人」とする。
- (注 5) 法人の会計年度の呼称に合わせる。
- (注 6) 認定法の基準によりキャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、「貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドライン I - 5 (1) の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書」とする。
- (注 7) 認定法の基準によりキャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、「当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況」とする。
- (注 8) 監査報告書日より後にその他の記載内容の一部又は全部を入手する予定である場合は、監基報 720 付録 2 文例 2 又は文例 3 を参照する。また、監査報告書日以前にその他の記載内容を全て入手したが、その他の記載内容に関する重要な誤りを識別した場合は、監基報 720 付録 2 文例 4 を参照する。
- (注 9) 財務諸表等に対する監査で監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」を適用する場合には、以下の文を監査人の責任区分の実施項目に追加する。
「・ 財務諸表等に対する意見表明の基礎となる、財務諸表等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。」
- (注 10) 公益認定関係書類とは、公益認定申請書・移行認定申請書、定期提出書類、公益社団・財団法人の事業報告等の提出書類をいう。
- (注 11) 会計監査人が監査法人の場合には、「当監査法人又は業務執行社員」とする。
- (注 12) 事業所の都市名を記載する場合は、「〇〇県〇〇市」のように記載する。

(公益社団・財団法人で法定監査に準ずる任意監査である場合)

文例 1 から、根拠条文である「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、」の文言を「……の規定に基づく監査に準じて、」に変更することになる。

なお、認定法施行規則第 28 条第 1 項第 1 号では、認定法第 5 条第 12 号の規定により会計監査人を設置しなければならない公益社団・財団法人以外の法人は、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことができることとされているため、キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、キャッシュ・フロー計算書に関する記述を削除することになる。

文例2－移行法人で法定監査である場合の文例

(文例の前提となる状況)

監査人は、監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手し、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。

独立監査人の監査報告書

×年×月×日

一般社団（財団）法人〇〇
理事会 御中（注1）

〇〇公認会計士事務所
〇〇県〇〇市
公認会計士 〇〇〇〇
〇〇公認会計士事務所
〇〇県〇〇市
公認会計士 〇〇〇〇
(注2) (注3)

監査意見

私たち（注4）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号（注13）の規定に基づき、一般社団（財団）法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××事業年度（注5）の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインⅡ-4の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私たち（注4）は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たち（注4）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注4）の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注4）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注4）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プ

プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注4）の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注4）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私たち（注4）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私たち（注4）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注4）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たち（注4）が報告すべき事項はない。（注8）

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

（注9）

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たち（注 11）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) (注 2) (注 3) (注 4) (注 5) (注 8) (注 9) (注 11) 文例 1 に同じ。

(注 13) 一般財団法人の場合には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 199 条において準用する同法第 124 条第 2 項第 1 号」とする。

(移行法人で法定監査に準ずる任意監査である場合)

文例 2 から、根拠条文である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 124 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、」の文言を「……の規定に基づく監査に準じて、」に変更することになる。

文例3 一般社団・財団法人（移行法人を除く。）で公益法人会計基準を適用した財務諸表について法定監査を実施する場合の文例

（文例の前提となる状況）

監査人は、監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手し、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。

独立監査人の監査報告書

×年×月×日

一般社団（財団）法人〇〇
理事会 御中（注1）

〇〇公認会計士事務所
〇〇県〇〇市
公認会計士 〇〇〇〇
〇〇公認会計士事務所
〇〇県〇〇市
公認会計士 〇〇〇〇
（注2）（注3）

監査意見

私たち（注4）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号（注13）の規定に基づき、一般社団（財団）法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××事業年度（注5）の貸借対照表、損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私たち（注4）は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たち（注4）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち（注4）の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち（注4）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち（注4）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プ

プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注4）の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注4）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私たち（注4）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私たち（注4）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注4）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たち（注4）が報告すべき事項はない。（注8）

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

（注9）

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たち（注 11）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注 1）（注 2）（注 3）（注 4）（注 5）（注 8）（注 9）（注 11） 文例 1 に同じ。

（注 13） 文例 2 に同じ。

（一般社団・財団法人（移行法人を除く。）で法定監査に準ずる任意監査である場合）

文例 3 から、根拠条文である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 124 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、」の文言を「……の規定に基づく監査に準じて、」に変更することになる。

2. 継続組織の前提

文例4－継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められ、財務諸表において注記が適切になされている場合における無限定適正意見の文例（公益社団・財団法人で法定監査である場合）

<p><財務諸表等監査></p> <p>監査意見 (文例1に同じ)</p> <p>監査意見の根拠 (文例1に同じ)</p> <p>継続組織の前提に関する重要な不確実性 継続組織の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は、……の状況にあることから、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表等は継続組織を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表等に反映されていない。 当該事項は、私たち（注4）の意見に影響を及ぼすものではない。</p> <p>その他の記載内容 (文例1に同じ)</p> <p>財務諸表等に対する理事者及び監事の責任 (文例1に同じ)</p> <p>財務諸表等の監査における監査人の責任 (文例1に同じ)</p>

(注4) 文例1に同じ。

3. 除外事項付意見

(1) 限定付適正意見

文例 5－公益社団・財団法人で法定監査である場合の重要な虚偽表示による限定付適正意見の
文例

(文例の前提となる状況)

監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入力し、財務諸表等の重要な虚偽表示があり、その他の記載内容にも影響する。

<財務諸表等監査>

限定付適正意見

私たち(注4)は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団(財団)法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××事業年度(注5)の貸借対照表、損益計算書(公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。)、キャッシュ・フロー計算書(注6)及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行った。

私たち(注4)は、上記の財務諸表等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表等に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益(正味財産増減)及びキャッシュ・フロー(注7)の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

法人は、……について、……ではなく、……により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していれば、……を計上することが必要である。当該事項は、……に影響を与えており、結果として、……は××百万円過大(過少)に表示されている。この影響は……である(注14)。したがって、財務諸表等に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

私たち(注4)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち(注4)の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち(注4)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち(注4)は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにあ

る。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち（注4）の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注4）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私たち（注4）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私たち（注4）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注4）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、法人は、……を計上することが必要であった。

私たち（注4）は、同様の理由から、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分に含まれる……を計上しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

（文例1に同じ）

財務諸表等の監査における監査人の責任

（文例1に同じ）

（注4）（注5）（注6）（注7） 文例1に同じ。

（注14） 「……」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、不適正意見ではなく限定付適正意見とした理由を、財務諸表等利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書 700 実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

文例6－公益社団・財団法人で法定監査である場合の監査範囲の制約による限定付適正意見の
文例

(文例の前提となる状況)

監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入力し、財務諸表等の重要な項目
に関して監査範囲の制約があり、当該制約がその他の記載内容にも影響する。

<財務諸表等監査>

限定付適正意見

私たち(注4)は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定
に基づき、公益社団(財団)法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××事業年
度(注5)の貸借対照表、損益計算書(公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正
味財産増減計算書」をいう。)、キャッシュ・フロー計算書(注6)及び財務諸表に対する
注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計
算書内訳表(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行
った。

私たち(注4)は、上記の財務諸表等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財
務諸表等に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる
公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益(正味財産増減)
及びキャッシュ・フロー(注7)の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているも
のと認める。

限定付適正意見の根拠

法人は、……している。私たち(注4)は、……により……できなかつたため、……につ
いて、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

したがって、私たち(注4)は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断
することができなかつた。この影響は……である(注15)。したがって、財務諸表等に及ぼ
す可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

私たち(注4)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して
監査を行った。監査の基準における私たち(注4)の責任は、「財務諸表等の監査における
監査人の責任」に記載されている。私たち(注4)は、我が国における職業倫理に関する規
定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た
している。私たち(注4)は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を
入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象と
されていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにあ
る。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事
の職務の執行を監視することにある。

私たち（注４）の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち（注４）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私たち（注４）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私たち（注４）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注４）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、私たち（注４）は、……について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、私たち（注４）は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

（文例１に同じ）

財務諸表等の監査における監査人の責任

（文例１に同じ）

（注４）（注５）（注６）（注７） 文例１に同じ。

（注１５） 「……」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、意見不表明ではなく限定付適正意見とした理由を、財務諸表等利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q & A（実務ガイダンス）」Q 1－6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

(2) 不適正意見

文例7－公益社団・財団法人で法定監査である場合の重要な虚偽表示による不適正意見の文例
(文例の前提となる状況)

監査人は、監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、財務諸表等に関する不適正意見を生じさせる事項はその他の記載内容にも影響を及ぼしている。

<財務諸表等監査>

不適正意見

私たち(注4)は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団(財団)法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××事業年度(注5)の貸借対照表、損益計算書(公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。)、キャッシュ・フロー計算書(注6)及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行った。

私たち(注4)は、上記の財務諸表等が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表等に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益(正味財産増減)及びキャッシュ・フロー(注7)の状況を、適正に表示していないものと認める。

不適正意見の根拠

法人は、……について、……ではなく、……により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していれば、……を計上することが必要である。この結果、……は××百万円過大(過少)に表示されている。

私たち(注4)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たち(注4)の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たち(注4)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たち(注4)は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たち(注4)の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たち(注4)はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私たち(注4)の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の

過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私たち（注４）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たち（注４）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「不適正意見の根拠」に記載したとおり、法人は、……を計上することが必要であった。

私たち（注４）は、同様の理由から、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分に含まれる……を計上しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

（文例１に同じ）

財務諸表等の監査における監査人の責任

（文例１に同じ）

（注４）（注５）（注６）（注７） 文例１に同じ。

(3) 意見不表明

文例 8－公益社団・財団法人で法定監査である場合の監査範囲の制約による意見不表明の文例

監査人が計算関係書類に対する意見を表明しない場合、その他の記載内容に関する区分は含めない（監基報 720 A56 項参照）。

<財務諸表等監査>

意見不表明

私たち（注 4）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益社団（財団）法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××事業年度（注 5）の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドライン I－5 (1) の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）、キャッシュ・フロー計算書（注 6）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私たち（注 4）は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表等に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、財務諸表等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

私たち（注 4）は、……（意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった理由を記載する。）……、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。その結果、私たち（注 4）は、……に関連する項目に関して、何らかの修正が必要となるか否かについて判断することができなかつた。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

（文例 1 に同じ）

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、私たち（注 4）は財務諸表等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。私たち（注 4）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

（注 4）（注 5）（注 6） 文例 1 に同じ。

4. 追記情報

文例9－「強調事項」区分を設ける場合の文例

(文例の前提となる状況)

事業年度末日後、監査報告書日前に法人の〇〇事務所において火災が発生した。

財務諸表等の注記において、以下の開示が行われている。

重要な後発事象

×年×月×日に当法人〇〇事務所において火災が発生し、一時的な事業運営の停止、一部の有形固定資産への損害が生じております。

(以下省略)

<財務諸表等監査>

監査意見

(文例1に同じ)

監査意見の根拠

(文例1に同じ)

強調事項

財務諸表に対する注記Xに記載されているとおり、法人の施設において×年×月×日に火災が発生し、その影響額については算定中である。(注16)

当該事項は、私たち(注4)の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

(文例1に同じ)

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

(文例1に同じ)

財務諸表等の監査における監査人の責任

(文例1に同じ)

(注4) 文例1に同じ。

(注16) 監査人は、財務諸表に対する注記で使用されているのと同じ用語を使用する。

以 上